

豊中スポーツ魅力発信事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における若年層へのスポーツの推進と競技スポーツ人口の増加を図り、スポーツで本市の魅力を発信するため、豊中市体育連盟（以下「連盟」という。）の加盟団体（以下「加盟団体」という。）及び豊中市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）が行う18歳以下の市民が参加する事業に対して、本市が補助金を交付するにあたり、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、加盟団体及び少年団が行う18歳以下の若年層への競技スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図る自主事業とし、事業名称には「豊中スポーツ魅力発信事業」の冠を付けることとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲で、市長が定める。

(交付の申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする連盟及び少年団は、補助金交付申込書に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定前に補助事業を実施しようとする場合は、事前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（加盟団体のものを含む）
- (2) 予算書（加盟団体のものを含む）
- (3) その他参考となる書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を連盟及び少年団に対し補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付は、年間を通じた補助事業については、実施年度の5月及び10月に、その他の補助事業については、当該事業完了後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする連盟及び少年団は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた連盟及び少年団は、当該補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（加盟団体のものを含む）

(2) 決算書（加盟団体のものを含む）

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた連盟及び少年団に対し補助金交付確定通知書により通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた連盟及び少年団が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則及びこの要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた連盟及び少年団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第12条 補助金の交付を受けた連盟及び少年団は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

（指示及び検査）

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた連盟及び少年団に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

（申込書等の様式）

第14条 この要綱による補助金交付申込書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書及び補助事業事前着手届の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までのとおりとする。

（施行細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和4年（2022年）9月1日から実施する。

(様式第1号)

補助金交付申込書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 所在地
団体名
代表者

豊中スポーツ魅力発信事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

補助金の名称	豊中スポーツ魅力発信事業補助金
補助金申込額	円

<関係書類>

- (1) 事業計画書 (加盟団体のものを含む)
- (2) 予算書 (加盟団体のものを含む)
- (3) その他参考となる書類

(様式第2号)

豊活ス第 号

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中スポーツ魅力発信事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中スポーツ魅力発信事業補助金
補助金交付決定額	円

(様式第3号)

補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 所在地

団体名

代表者

年 月 日付で申込み、年 月 日豊活ス第 号で交付決定された補助事業に係る実績を豊中スポーツ魅力発信事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業 の名称			
事業着手 年月日	年 月 日	事業完了 年月日	年 月 日
事業の経過 及び 事業の概要			

<関係書類>

- (1) 事業報告書 (加盟団体のものを含む)
- (2) 決算書 (加盟団体のものを含む)

(様式第4号)

豊活ス第 号

補助金交付確定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付で報告のあった補助金については、次のとおり確定したので、豊中スポーツ魅力発信事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中スポーツ魅力発信事業補助金
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円

(様式第5号)

補助事業事前着手届

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 所在地
団体名
代表者

年 月 日付で申込みをした豊中スポーツ魅力発信事業補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、豊中スポーツ魅力発信事業補助金交付要綱第4条に基づき、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

事業着手 (予定)日	年 月 日
事前着手する内容	
事前着手する 必要がある理由	

(注) 本様式は、補助金交付決定前に事前着手する場合にご提出いただく必要があるものです。事前着手届を提出いただいた場合であっても、補助金交付決定がされない場合、又は補助金交付決定されても事前着手に必要な経費が認められない場合がありますので、ご了承ください。